

中央会

組合活性化情報



2007.5
No.511

わかやま

- 総会終了後の手続き
- 中小企業実態基本調査速報
- 地域資源活用チャンネル開設
- 全国先進組合事例

No.511

2007.5

Contents

W A K A Y A M A

今月のトピックス	1
● 自然素材と技術で安全生活～（協）ラテスト～	
ステップアップ講座	2
● 「地域中小企業の新たな事業展開」PART	
施策情報	4
● 中小企業実態基本調査速報（中小企業庁）	
● 地域資源活用チャンネル開設	
● 仕事と生活の調和プログラム（労働局）	
● 商業統計調査にご協力を（経済産業省）	
● PL保険制度新規・更改募集	
● ノーマイカーデー	
高年齢者雇用確保措置	11
会員だより	12
● 紀州漆器と浄法寺塗り合同展	
● Uターンフェア	
総会終了後の手続き	14
中央会だより	16
● 中央会総会開催のご案内	
全国先進組合事例	17
地域の就職支援活動	21
情報連絡員報告	22
共済制度のご案内	24

今月の トピックス

～自然素材と技術で安全生活～

協同組合ラテスト



協同組合ラテストは県下の異業種5事業体で構成され、1991年の設立以来「炭化による繊維屑の再利用」など様々な研究開発に携わってきました。

炭化製品の吸着剤、間伐材等の抽出成分木酢液、備長炭製品など、自然素材を用いることによって安全な生活環境を確保するための応用技術に磨きをかけてきました。

今般、組合では竹炭を用いた食品色素用パウダーの製法特許を申請する予定です。

植物炭末色素として数々の厳しい確認試験をクリアし、私たちが安全に食することの出来る「黒の食品」として製品化されています。

食品へのインクジェットプリントなど用途も広く、これまでのイカ墨などに比べコストダウンもはかれると評判です。

「技術力」と「自然力」をフルに発揮することで家庭用品から産業資材まで多岐にわたる応用開発製品を生み出しているラテストでは、万全の生産体制を整えています。

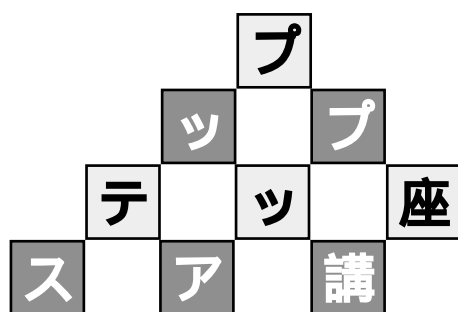
協同組合ラテスト

〒649-6261 和歌山市小倉411-33

木工団地内

TEL 073-465-3510

URL <http://www.latest.or.jp/>



～ 「地域中小企業の新たな

PART

平成11年に中小企業基本法が昭和38年の制定以来はじめて抜本的に改正されました。これは従来同法の理念としてきた「大企業との格差の是正」を転換して、中小企業を「経済発展の担い手」として位置づけ、経営革新、創業促進、経営基盤強化など個別企業の自主的努力の個別支援を打ち出したものです。いわゆる経営指針を作成して、事業計画が完全にできているようなやる気のある中小企業には積極的に支援をしていく

という趣旨です。

中小企業の新たな事業展開を支援する法律としては、平成18年4月に施行された「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」や近く施行予定の「中小企業地域資源活用促進法」がありますが、ここでは中小企業新事業活動促進法について説明いたします。

1 中小企業新事業活動促進法とは

中小企業新事業活動促進法は、利用者にとってわかりやすい施策体系にするため、「中小企業経営革新支援法」、「中小企業の創造的活動事業の促進に関する臨時措置法」、「新事業創出促進法」の3法律を整理統合するとともに、施策体系の骨太化を図って、中小企業の新たな事業活動の促進を柱にした法律です。

この法律では、中小企業の新たな事業活動を促進す

るため、「創業」、「経営革新」、「新連携」の取り組みを支援するとともに、これらの新たな事業活動の促進に資する新事業環境基盤の充実を図るために、さまざまな支援を規程しています。

本稿では、特に地域中小企業に関係が深く、取り組みやすい「経営革新」について述べていきます。

2 経営革新とは

「中小企業新事業活動促進法」では経営革新を事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることと定義しています。

なお、この法律の経営革新には、業種による制限をつけないで、全業種の経営革新を支援する、単独の企

業だけでなく任意グループや組合等の柔軟な連携体制での経営革新計画の実施が可能である、具体的な数値目標を含んだ経営革新計画の作成が要件となる、県等が承認企業に対して進捗状況の調査を行うとともに、必要な指導・助言を行うという特徴があります。

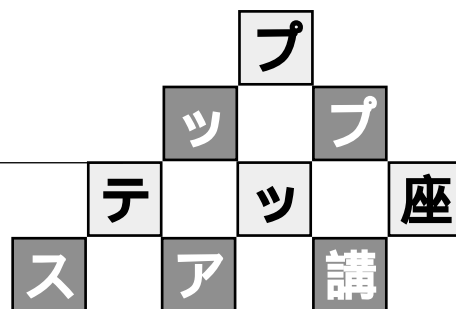
3 新事業活動とは

新事業活動とは 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は生産、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動の4つの新たな取り組みをいいます。経

営革新計画を作成することにより、新たな取り組みの目標、重点課題が明らかになり、進捗状況確認により機能的に事業を行うことができます。

事業展開」～

中小企業診断士 奥村 博志



4 経営の相当程度の向上とは

経営の相当程度の向上とは付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率と経常利益の伸び率が、おおむね3年～5年で、相当程度向上することをいいます。

経営革新計画として承認されるためには、計画期間

である3年～5年のそれぞれの期間終了時における伸び率がポイントとなります。それぞれの期間終了時における経営指標の目標伸び率は次のとおりです。

計画終了時	付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率	経常利益の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

付加価値額又は一人当たりの付加価値額の計算は次の式で表されます。

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

一人当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業員数

5 経営革新計画作成の効果

経営革新計画を作成し実行し、計画と実績の差異をチェックし、新たなアクションを起こすことが繰り返されれば、他の企業と比べて明らかに経営内容がよくなってきます。その効果はいろいろありますが、主なものを挙げると、次のとおりです。

(1) 自社の現状や課題を見極めることができます。

中・長期の経営計画を立案するので、経営目標が明確になります。

業界や市場の分析をすることによって、自社の課題が明確になります。

(2) 自社の組織力を向上させることができます。

経営者の取組む姿勢が全社員に浸透し、モチベーションアップにつながります。

全社員が一丸となって、経営目標の達成に努力する体制ができます。

(3) 自社の業績をアップさせることができます。

経営目標の達成に向けて、業績が改善できます。

新分野への進出により、新しい顧客が増え、売上が増大します。

6 経営革新計画承認後の支援策

経営革新計画の承認を受けると、補助金や低利の融資など多様な支援策を受けることができます。

具体的な支援策の内容としては、税の優遇措置、保証・融資の優遇措置、補助金・投資の支援措置、販路

開拓の支援措置、特許関係料金の減免制度等のその他の優遇措置があります。

参考資料：中小企業庁「今すぐやる経営革新」

平成18年中小企業実態基本調査速報 (要旨)

業種横断的な中小企業の実態調査を実施

企業数の減少を反映して、従業者数、売上高、経常利益いずれも減少

経済産業省

速報のポイント

<調査の特徴>

- ・ 中小企業の財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するための業種横断的な実態調査
- ・ 調査の範囲は、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、不動産業、飲食店・宿泊業及びサービス業の合計9業種に属する中小企業（中小企業全体の92.2%）
- ・ 調査方法は、平成16年事業所・企業統計調査結果を母集団として、中小企業（調査対象業種）から約11万社を無作為抽出する標本調査
- ・ 本報告書（速報）は、有効回答59,558社（有効回答率52.7%）を基に推計

<速報のポイント>

- ・ 対象の中小企業全体では、企業数の減少を反映して、従業者数、売上高、経常利益いずれにおいても減少。1企業当たりで見ると、従業者数、売上高、経常利益ともに増加。
- ・ 従業者数のうち、非正規雇用が占める割合は、3割程度。
- ・ 売上高は、法人企業では卸売業、製造業において、個人企業では小売業、サービス業において大きい。
- ・ 売上高経常利益率は、法人企業、個人企業ともに微増。
- ・ 自己資本比率（法人企業のみ）は25.8%と、前年に比べて微増。
- ・ 法人企業のメインバンクは地銀・第二地銀が、個人企業は信用金庫・信用組合が最も多く、従業者規模が大きくなるに従って都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等の割合が高い。

調査の概要

1. 調査の目的

中小企業実態基本調査は、中小企業基本法第10条の規定に基づき、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握し、中小企業に関する基礎資料の提供を目的に平成16年から実施した新たな統計調査であり、今回で3回目の実施。

本調査は、統計報告調整法に基づく承認統計調査として、今後も毎年実施する予定。

2. 調査の範囲

本調査は、平成16年事業所・企業統計調査（総務省）結果を母集団として、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、不動産業、飲食店・宿泊業及びサービス業の合計9業種に属する中小企業から調査対象約11万社を抽出して実施。

3. 調査期日及び調査時点

平成18年9月25日調査、平成17年度決算に基づく実績報告。

4. 調査の特徴

- ・ 中小企業を産業中分類別、従業者規模別に集計している唯一の統計。
区分：産業中分類64区分、従業者規模5区分
- ・ 主な調査項目は、売上高等の財務情報、従業者数、取引金融機関、設備投資等。
- ・ 財務情報等の上記以外にも施策立案に資すると思われる項目についても調査。
「株式会社の株式譲渡制限の有無」、「従業員教育費」、「委託・受託の状況」、「少額減価償却資産の取得金額の損金算入」等
- ・ 推計方法は、企業数を事業所・企業統計調査（平成13年、16年）から推計。
- ・ 本調査は、調査の標本設計段階から、調査名簿作成、調査の実施、審査・集計及び報告書作成等に至るまですべてを民間に委託し実施。

5. 調査企業数及び回答数

今回の調査は、回答率53.5%（有効回答率52.7%）で、中小企業を対象とする郵送調査としては高い回答率。

	標 本 数	回 答 数	回答率（%）	有効回答数	有効回答率（%）
合 計	113,063	60,517	53.5	59,558	52.7
法 人 企 業	88,951	47,952	53.9	47,372	53.3
5人以下	57,166	28,912	50.6	28,409	49.7
6～20人	17,371	10,009	57.6	9,956	57.3
21～50人	6,479	3,934	60.7	3,922	60.5
51人以上	7,935	5,097	64.2	5,085	64.1
個 人 企 業	24,112	12,565	52.1	12,186	50.5

平成18年調査の概況

1. 主要項目の調査結果

対象の中小企業全体では、企業数の減少を反映して、従業者数、売上高、経常利益いずれも前年比で減少。特に、個人企業においては従業者数の減少幅が大きい。

1企業当たりでみると、従業者数、売上高、経常利益共に増加。

	平成17年	平成18年	前年比（%）	1企業当たり		
				平成17年	平成18年	前年比（%）
従業者数（人）	30,580,839	29,915,173	▲2.2	7.97	8.05	1.0
法人企業	23,540,747	23,457,167	▲0.4	16.56	16.88	2.0
個人企業	7,040,092	6,458,006	▲8.3	2.91	2.77	▲4.8
売上高（百万円）	534,465,485	519,251,088	▲2.8	139.25	139.66	0.3
法人企業	493,779,047	479,494,289	▲2.9	347.31	345.07	▲0.6
個人企業	40,686,437	39,756,799	▲2.3	16.84	17.08	1.4
経常利益（百万円）	18,306,707	18,282,376	▲0.1	4.77	4.92	3.1
法人企業	12,036,342	12,114,943	0.7	8.47	8.72	3.0
個人企業（注1）	6,270,366	6,167,433	▲1.6	2.60	2.65	2.1

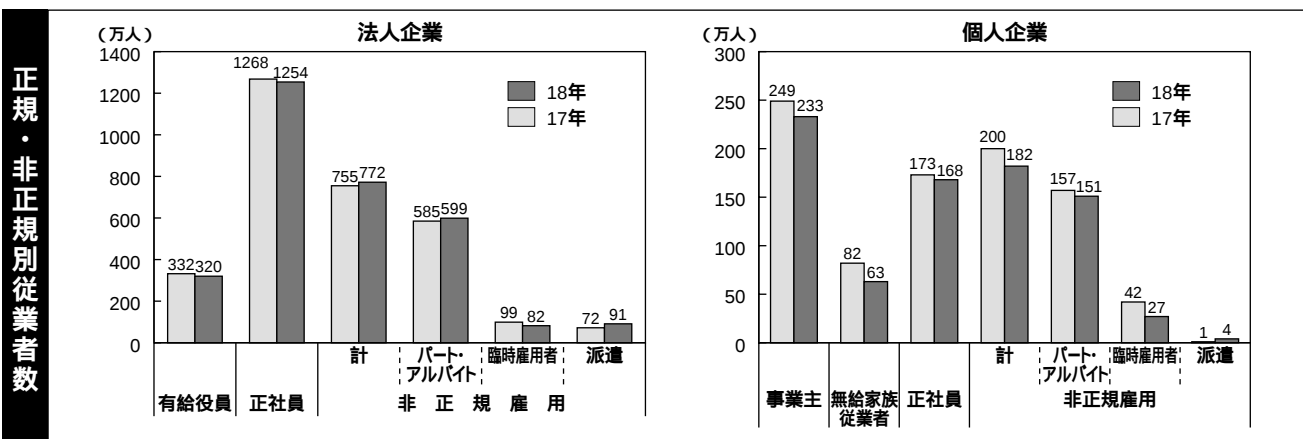
（注1）個人企業における「経常利益」とは、事業主の所得に事業専従者（家族従業員）の給与等を加えたものであり、法人企業に比べて、利益水準が高くなる。

（注2）対象となる中小企業数は、平成13年、16年の事業所・企業統計調査に基づき、平成17年384万社、平成18年372万社（法人企業139万社、個人企業233万社）と推計。

2. 従業者数

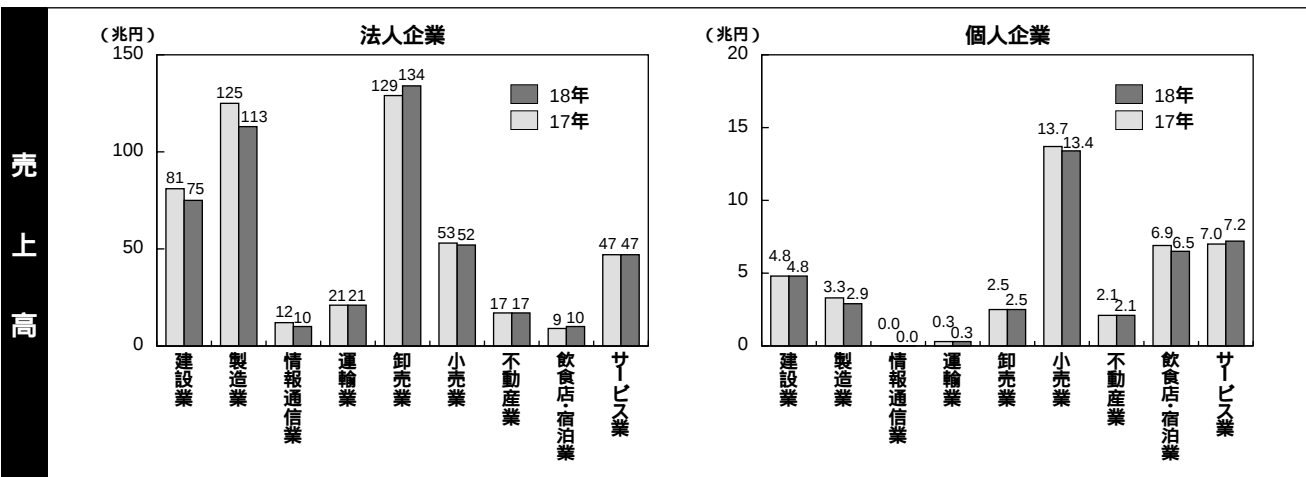
法人企業、個人企業共に、非正規雇用が従業者全体に占める比率は、それぞれ3割程度。

平成18年にかけて、法人企業では、正社員が減少し、非正規雇用が若干の増加。一方、個人企業においては、派遣以外の区分において従業者数が減少。



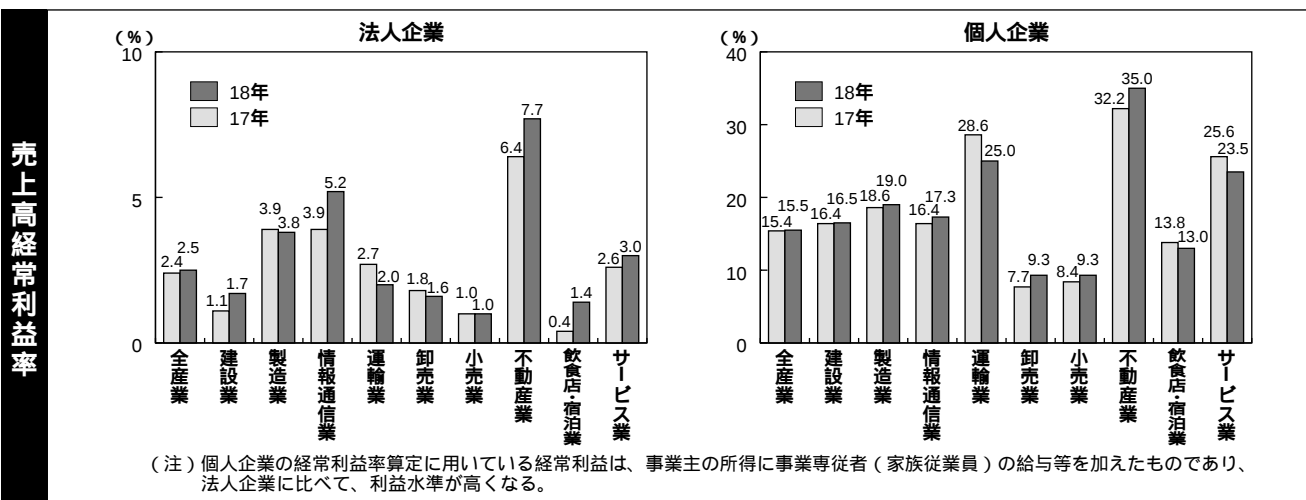
3. 売上高

法人企業では、卸売業、製造業における売上高が、個人企業では、小売業、サービス業における売上高が大きい。平成18年にかけて、法人企業では、製造業、建設業で売上高が減少する一方、個人企業では、飲食店・宿泊業において売上高の減少幅が大きい。



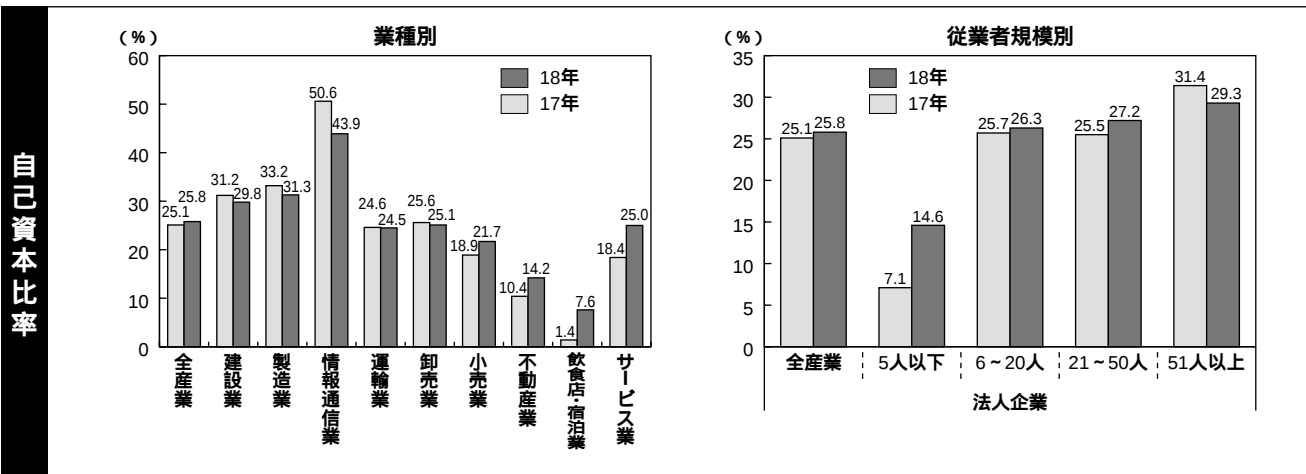
4. 売上高経常利益率

平成18年にかけて、売上高経常利益率は、法人企業、個人企業共に微増。情報通信業、不動産業などで利益率が上昇する一方、運輸業で利益率が低下。



5. 自己資本比率(法人企業のみ)

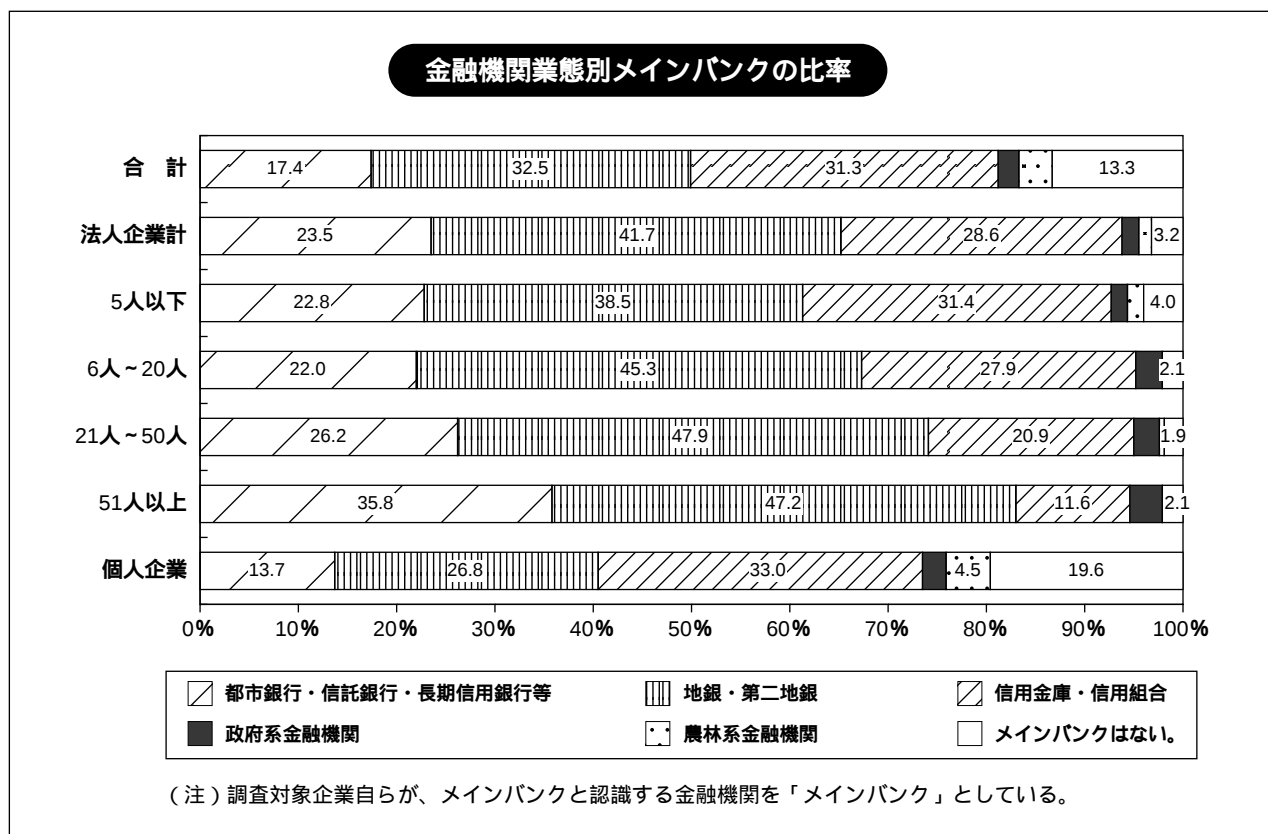
自己資本比率が高い業種は、情報通信業、製造業など。また、6人以上の企業においても自己資本比率が高い。平成18年の自己資本比率は25.8%と、前年に比べて微増。



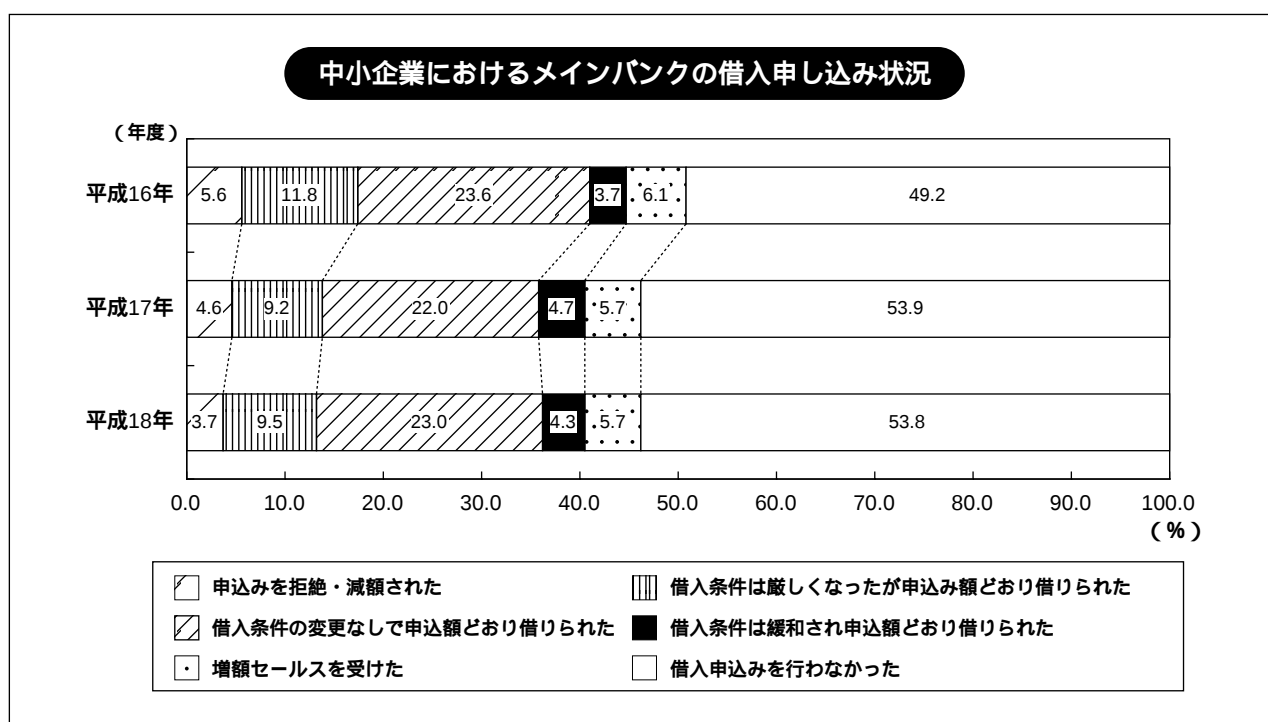
6. 取引金融機関

メインバンク（注）は、法人企業では地銀・第二地銀（41.7%）が、個人企業では信用金庫・信用組合（33.0%）が最も多い。

従業者規模が大きくなるに従って都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等をメインバンクとする割合が高く、個人企業ではメインバンクがない割合も高い（19.6%）。



最近1年間のメインバンクへの借入申し込みについて、最も多かった対応をみると、「申込みを拒絶された」が減少し、「申込額どおり借りられた」が増加。



中小企業地域資源活用プログラムポータルサイト 「地域資源活用チャンネル」を開設

(経済産業省中小企業庁・独立行政法人中小企業基盤整備機構)

経済産業省中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、3月15日、中小企業地域資源活用プログラムのポータルサイトとして、「地域資源活用チャンネル」(<http://j-net21.smrj.go.jp/knowledge/shigen/index.html>)を開設しました。

同サイトは、平成19年度中小企業政策の柱となる「中小企業地域資源活用プログラム」について、施策内容の周知及び各地の中小企業による新たな事業展開を積極的に後押しするために開設され、中小企業が、産地の技術、農林水産物、観光資源など各地の魅力あふれる地域資源を活用して行う新たな事業展開に向けて、ホットで有益な情報をワンストップで提供していくこととしています。

● コンテンツ内容 ●

地域資源活用マップ

産地の技術、農林水産物、観光資源など地域資源に関連する各種百選の情報を地図上に明示し、ビジュアル的にわかり易く紹介します。

サポーターインタビュー

地域資源の活用を目指す中小企業の取り組みを支援するキーパーソン「地域中小企業サポーター」に、成功の秘訣についてそれぞれの思いや考えを語ってもらいます。

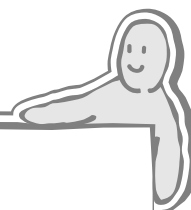
いきいき活用事例

すでに地域の魅力ある資源を活用してビジネス展開している全国の中小企業を取り上げ成功の秘訣等をレポートします。

地域資源ニュース

各地のホットな話題や関係省庁の最新施策情報をピックアップして掲載します。





仕事と生活の調和プログラム

しっかり仕事、しっかり休暇

時間に追われて働くのではなく、時間を利用して働く
「時間の達人」になって豊かでゆとりのある生活を実現しませんか。
労使で話し合って、仕事も休暇も計画的に

平成18年4月1日から「労働時間設定改善法」が施行されたことをうけ、近畿6府県の労使代表及び学識経験者が参集した「近畿ブロック仕事と生活の調和推進会議」では、労使関係者が仕事と生活の調和を推進するにあたって参考にしうる「近畿ブロック仕事と生活の調和推進プログラム」を策定しました。

この推進プログラムを参考に、労使で話し合って、年次有給休暇等の計画的な取得やノー残業デー（定時退社日）の実施など、仕事と生活の調和のとれた働き方を目指した改善に取り組んでみませんか。

「近畿ブロック仕事と生活の調和推進プログラム」について詳しくは、大阪労働局労働時間課（06-6949-6494）または和歌山労働局監督課（073-422-2172）までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

労働基準部労働時間課

〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館 電話06-6949-6494

（商業事業所の皆様へ）

商業統計調査にご協力お願いします！

経済産業省

「平成19年度商業統計調査」を本年6月1日現在で実施します。

この調査は、昭和27年から実施しており今回で第24回目となる国の重要な統計調査です。調査結果は中小企業支援などの様々な施策の基礎資料、経済分析などに広く活用されます。

調査方法としましては、都道府県知事により任命された調査員が、5月下旬から各事業所を訪問し、調査票の記入依頼を行い、6月初めに調査票を取収します。

全ての商業事業所のご理解とご協力が必要となりますので、よろしくお願い致します。

*これまでの調査結果は、経済産業省ホームページでご覧になれます。

URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

『もしも』のPL事故に備える保険

中小企業

PL

保険制度

(生産物賠償責任保険)

中小企業のための専用商品設計による割安な保険料

全国中小企業団体中央会及び本中央会では、傘下会員団体所属企業の皆様へのサービス強化を目的に、標記PL保険制度を運営しています。

本制度は、加入した中小企業者の皆様が製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことについて、皆様が法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に、保険金をお支払いするものです。また、今回の募集より、消費生活用製品安全法の改正に対応した「リコール費用担保特約」を設け、更に充実した内容としております。

新規
・
更改

振込期間...2007年4月1日～5月31日
加入期間...2007年7月1日 午後4時～
2008年7月1日 午後4時

中途
加入

振込期間...毎月1日～末日(6月以降)
加入期間...振込月の翌々月1日 午前0時～
2008年7月1日 午後4時

..... お問い合わせ窓口

和歌山県中小企業団体中央会 情報総務課

TEL : 073-431-0852 FAX : 073-431-4108

No My Car Day



6月12日は「統一ノーマイカーデー」

自動車の急速な普及と交通基盤の整備は、本県産業の発展や県民生活の向上に多大な貢献をしてきた反面、公共交通機関の利用者減少、排気ガスによる地球温暖化及び交通渋滞といった問題を引き起こしています。このため、和歌山県ノーマイカーデー運動推進協議会では、自家用車による通勤を見直し、公共交通機関や自転車等への転換を促すノーマイカーデー運動を推進しています。

その一環として、参加事業所等が日をあわせて実施することによりノーマイカーデーを広くアピールすることを目的に、統一ノーマイカーデーを平成19年6月12日(火)に実施いたします。

詳しくは下記事務局へお問い合わせください。

..... お問い合わせ先

和歌山県ノーマイカーデー運動推進協議会事務局(和歌山県企画部計画局総合交通政策課)

TEL 073-441-2344

平成19年4月1日から 高年齢者雇用確保措置の 義務対象年齢が 63歳に引き上げられました

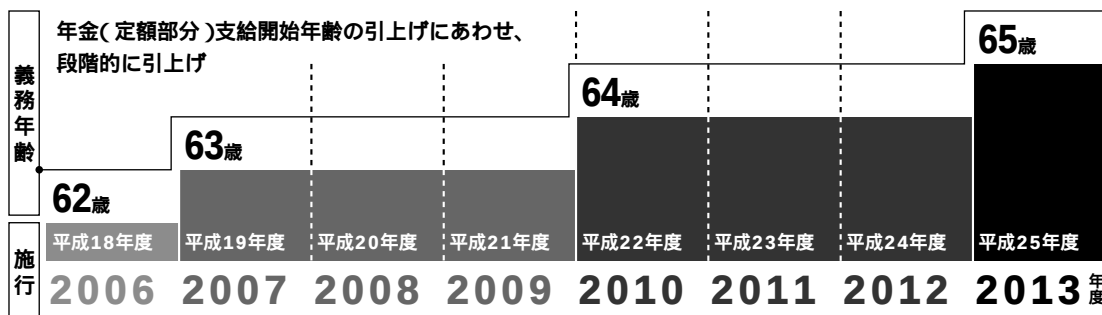
いずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じることが義務づけられています

定年の引上げ

継続雇用制度の導入

定年の定めの廃止

継続雇用制度の導入については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、事業主が労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、措置を講じたものとみなされます。



なお、上記の高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢は、あくまでも当該期間内における高年齢者雇用確保措置の制度上の義務化年齢を定めているものであり、当該期間中に定年に到達した者の雇用終了年齢を定めているものではありませんので、ご注意ください。

このため、例えば、60歳定年の企業における、定年到達日の属する期間別の継続雇用制度等の雇用終了年齢(少なくともこの年齢に到達する日までの雇用が必要)は次のとおりになります。

平成18年4月1日～19年3月31日
..... > 60歳定年到達者：63歳

平成19年4月1日～21年3月31日
..... > 60歳定年到達者：64歳

平成21年4月1日以降
..... > 60歳定年到達者：65歳

高年齢者雇用確保措置の 実施に当たって 問題を抱えている事業主の方は...

相談・援助

「高年齢者雇用アドバイザー」から人事・労務管理制度等に関する専門的・技術的アドバイスを無料で受けられます！

継続雇用制度奨励金

平成19年3月31日までに、65歳以上までの定年の引上げ、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入等を行うなど、一定の要件を満たした場合、「継続雇用制度奨励金」が支給されます！

詳しくは都道府県高年齢者雇用開発協会へお問い合わせください
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構ホームページもご覧ください
<http://www.jeed.or.jp/>

お問合せは中央会まで
TEL 073-431-0852

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/index.html>もご覧ください。

会員だより

～ ぬりもののあるくらし ～ 漆器合同展開催

3月23・24・25日の3日間、岩手県二戸市の浄法寺塗と紀州漆器協同組合の合同展が、和歌山市の紀三井寺で開催されました。浄法寺は国産漆の産地として知られ、平成16年に青年部が浄法寺町を訪問した際、漆の木を植樹するなど交流を続けており、紀州漆器伝統産業会館うるわし館に漆掻きされた木を展示しています。青年部では毎年ジャンボ漆器を制作しており、昨年は賽銭箱を制作し、紀三井寺の新仏殿に寄贈されることが決まっています。合同展ではテーブルコーディネートによって、椀や盆、酒器などが並べられ、訪れた人は漆器の新たな魅力を発見していました。



紀州漆器協同組合

海南市船尾222番地 紀州漆器伝統産業会館内

TEL : 073-482-0322

URL : <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/sikki-k/>

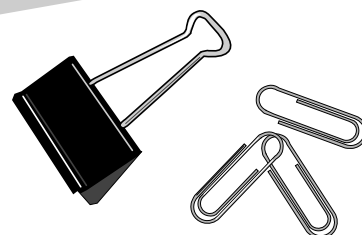
第26回きのくに人材Uターンフェア開催!!

4月16日（月） ホテルグランヴィア和歌山にて、第26回きのくに人材Uターンフェアが開催されました。

このUターンフェアは、県内企業へのUターン就職を希望する来春卒業予定の大学生、短大生、高専・専修学校生を対象とするもので、今回は、昨年より5社多い出展企業73社、募集人員845名のところ、382名（男子200名、女子182名）の参加者がありました。

会場では、企業の個別ブースでの面談に加え、適性と職業を考えるキャリア形成支援コーナーや、人事担当者が自社プレゼンテーションを行う企業合同説明会会場にも多くの学生達が集まり、企業と参加者にとって非常に有意義なフェアとなりました。

次回のきのくに人材Uターンフェアは8月13日（月）開催予定となっています。



総会終了後の手続きについて

組合には法律により認可を受けたり、届出を要する事項が定められています。
定款の変更などは認可が必要で、役員の変更や決算関係書類などは届出が必要です。

・〇・〇・議事録の作成・〇・〇・

総会の議事録の作成は理事がすることになって
います。議事録に記載すべき事項として

- 1 総会の種類
- 2 招集年月日
- 3 開催の日時及び場所
- 4 組合員の総数
- 5 出席組合員数
- 6 出席者中、書面又は代理議決によった組合員数
- 7 出席した理事の氏名
- 8 出席した監事の氏名
- 9 議長の氏名
- 10 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 11 成立の報告
- 12 議長選任の経過
- 13 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果
- 14 議事の終了の宣言

・〇・〇・決算関係書類の提出・〇・〇・

決算関係書類の提出は通常総会において承認を
受け、総会終了の日から2週間以内に行政庁に提出
することが義務づけられています。

添付書類としては

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 剰余金の処分または損失の処理を記載した書
面

6 総会または総代会の議事録
が必要です。

・〇・〇・役員変更の届出・〇・〇・

役員に変更があった場合は、変更のあった日か
ら2週間以内に行政庁に届け出ることが定められて
います。役員の変更とは、役員の氏名または住所
の変更があった場合、役員の改選または補充があ
った場合など役員に関する一切の変更をいいます。

添付書類としては

- 1 変更した事項を記載した書面
- 2 変更年月日及び理由を記載した書面
- 3 役員変更が役員の選挙または選任によった場合
には、総会または総代会の議事録と理事会の議
事録

・〇・〇・定款の変更・〇・〇・

定款の変更は総会において特別議決を必要とす
る事項であり、必ず行政庁の認可を受けてから施
行することになります。定款変更は大別して、
一般的事項の変更、事業計画・収支予算に係る
変更、出資1口の金額の減少に係る変更に分ける
ことができます。なお、認可されてから登記を要
する事項については、登記が完了して効力が生ず
ることから考えて、変更決議をした総会又は総代
会の後、速やかに認可申請をしなければなりません。

添付書類としては

(1) 一般的事項の変更

- 1 変更理由書
- 2 変更しようとする箇所を記載した書面
- 3 定款変更を議決した総会又は総代会の議事録

(2) 事業計画・収支予算に係る変更

- (1)の添付書類以外に
- 1 定款変更後の事業計画書
 - 2 定款変更後の収支予算書が必要となります。

(3) 出資1口の金額の減少に係る変更

- (1)の添付書類以外に
- 1 財産目録
 - 2 貸借対照表
 - 3 債権者に対して公告及び催告をしたことを証する書面
- などが必要となります。

・。：。変 更 登 記 。。：・

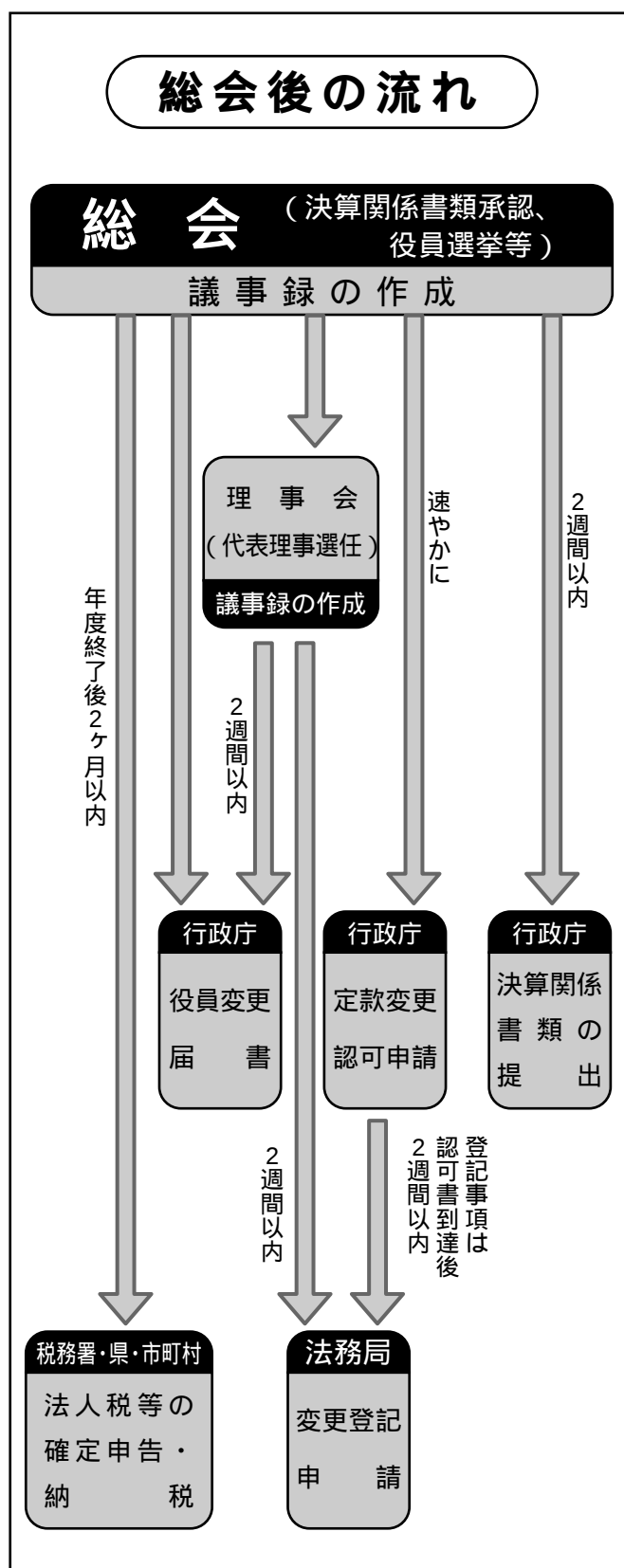
代表理事に変更があった場合は就任した日から2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

任期満了の改選で、代表理事が再任されても変更登記は必要になります。

代表理事変更登記以外で組合の実務上頻度の高いと思われる変更登記は、主たる事務所移転登記、出資の総口数及び払込済み出資総額の変更登記、事業変更登記などがあります。

登記期間は登記すべき事実の発生後一定の期間内に申請すべきと定められています。登記すべき事項につき行政庁の認可を要するときは、認可書の到達した年月日から起算することとなります。添付書類は登記内容によって違いますし、登記期間についても従たる事務所の所在地でする場合は違いがあります。

届出・申請について商工組合、協業組合の場合は様式が異なる場合もあります。添付書類など詳細については中央会までお問い合わせ下さい。



中央会だより

第52回通常総会開催のご案内

日 時 平成19年5月30日（水）
場 所 「ホテルグランヴィア和歌山」
和歌山市友田町5丁目18番地
電話 073（425）3333

- 第52回通常総会 午後2時～
6階 メゾングランの間
- 講演会 「少子高齢化と地域経済活性化」
講師 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
総務部長 山 本 健 介 氏
（前経済産業省地域経済政策課長）

皆様方
多数のご出席を
お願い致します。



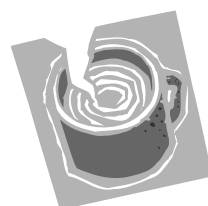
テーブルトーク コーナー



日ノ岬（日高郡美浜町）

白亜の「日ノ岬灯台」は紀伊半島最西端の岬にあり、紀伊水道沿岸の重要灯台です。

灯台守にまつわる高浜虚子の句碑やアメリカ村資料館など周辺に見所も多く、又、眼下に煙樹ヶ浜、遠くは淡路島、大鳴門橋まで見渡すことの出来る眺望は、雄大なパノラマです。



全国先進組合事例

和歌山県

商標登録等による産地活性化と地域ブランド力の強化
和歌山県木炭協同組合

所在地 〒649-1534

日高郡印南町大字印南

2288番の5

電話番号 0738-42-0017

FAX番号 0738-42-0366

設立 平成18年3月

出資金 1,540千円

組織形態 産地組合

地区 和歌山県

主な業種 木炭業

専従理事 1人

組合員 154人

「紀州備長炭」という地域ブランドを地域団体商標登録することによりブランドイメージアップを図り、組合の組織力を生かした新たな市場拡大による産地活性化に取り組む

背景と目的

商標法の一部改正により地域団体商標制度が導入されたのを契機に、「紀州備長炭」という地域ブランドを商標登録し、これまで以上にブランド力を強力なものとして広く全国に普及させ、新たな市場拡大による産地の活性化に取り組んでいる。これと同時に、商標登録という公的な認知を受けることによる消費者に対する製品の信頼性確保が必要不可欠であり、生産者の製品品質に対する責任と自覚を高めるための活動にも取り組んでいる。

事業・活動の内容

これまででは、「和歌山県木炭協会」という任意組織であったが、生産者の組織力を強化し積極的な販路開拓を推進するため、平成18年3月に「和歌山県木炭協同組合」を設立した。組合設立後は、組合の組織固めや「紀州備長炭」のブランドイメージアップを図るため地域団体商標の登録申請に取り組んできた。また、消費者に対する「紀州備長炭」の信頼性を向上させるため、「検査証票」など品質表示のシール類を制定し、生産者の品質保証責任の明確化に取り組んできた。

成果

「紀州備長炭」の地域団体商標登録については、現在申請中である。また、生産者の製品品質責任については、生産者番号を明示した検査証票の添付義務付け、組合による定期的な品質検査体制、生産技術向上の研修会などが確立された。また、今後は、組合として「紀州備長炭」の強力なブランド力と組合組織力を活かして、積極的なPR活動、展示会・商談会等への出展などに取り組む予定である。



▲「紀州備長炭」合格検査証票



▲日下理事長



▲国内航空輸送可証



▲紀州備長炭ほんまもんシール

所在地 〒779-1105

阿南市那賀川町西原443番地

電話番号 0884-44-1004

FAX番号 0884-44-1004

設立 昭和63年12月

出資金 14,000千円

組織形態 同業種同志型組合

地区 阿南市

主な業種 木材・木製品製造業

専従理事 1人

組合従業員 1人

組合員 6人

URL [http://](http://www.17.ocn.ne.jp/~sbhouse/)www.17.ocn.ne.jp/~sbhouse/

徳島の杉から生まれた人と自然にやさしい建材（セーフティボード）を開発し、さらに付加価値を高めるために板倉造の家を開発し販売まで結び付けている

背景と目的

昭和63年に杉足場板の共同受注・共同納入を目的に設立されたが、近年、低価格化の波に押され売上が低迷しつつあった。そこで、販売の中心を杉足場板から建材（セーフティボード）に移し、「人と自然にやさしい建材を使用した板倉造の住宅」の開発・販売を行うことにより事業内容の転換を図った。

事業・活動の内容

主な事業活動としては、開発段階での筑波大学との連携、徳島杉の地域ブランド化の推進、ホームページの活用による集客、新聞・DMによる住宅展のPR、神戸市における展示場の設置、「板倉造の家」見学会の実施を行っている。

なお、板倉造の住宅の開発では、筑波大学との連携によるものが大きく、このような繋がりもあったことから、筑波地方からの受注が1つの大きなルートとなっており、年間10棟を超える建築実績がある。

成果

主な成果等としては次の点が挙げられる。筑波地方での販売実績に見られるように、売れ始めると根強いファンが多くいることが窺われる。今後、関西地区・関東地区での販売拠点を充実させることにより、さらなる業績が期待される、組合員の品質に対する意識付けの向上、資格取得の促進等、人的資源の充実が期待される。



所在地 〒311-2102
鉾田市台濁沢157
電話番号 0291-34-5788
FAX番号 0291-34-5785
設立 平成16年9月
出資金 1,700千円
組織形態 同業種同志型組合

地区 茨城県
主な業種 耕種農業
組合従業員 1人
組合員 34人
URL <http://www.genkihyakusyoutai.com/>

従来の販売方法に問題意識を持つ農家が集まって組合を設立。自然農法で育てた作物に「元気百笑隊」ブランドを冠し、直売所やインターネットを通じた共同販売を行っている

背景と目的

「いいものを作っても売る窓口がない」「化学肥料で育ったものと一緒にされたくない」といった、従来の販売方法に問題意識を持つ農家が集まって、自然栽培で育てた作物を自分の手で販売することを目的として組合を設立した。

事業・活動の内容

組合員が自然栽培で育てた作物に「元気百笑隊」というブランドを冠し、組合が運営する直売所で共同販売している。ブランドのロゴやパッケージのデザインについては、プロの手を借りて本格的なものを作成し、登録商標も取得している。また、組合では市場への卸売りやインターネットを通じた全国への通信販売を行っているほか、無料の苺狩りなどのイベントも開催しており、ブランドの浸透とその価値を高めるべく努力している。



▲元気百笑隊ブランド

成果

テレビ番組で紹介されたことや、近所の主婦の口コミなどの効果によって、はじめは客足も鈍かった直売所にも、お客が増えている。また、市場においては「元気百笑隊」ブランドを指名買いするバイヤーも出てきており、組合ブランドは着実に浸透しつつある。このように、組合員は販売手段を手にしたことで、高品質の作物を育て、提供することが可能となり、誇りを持って農業に取り組むこ

とがで

きるようになった。さらに、直売所は農家と消費者とを双方向に繋ぎ、消費者には安心を、組合員には消費者の生の声を届けることで、作り手と買い手の双方にメリットをもたらしている。

今後の事業展開としては、家庭菜園の手助けをするといった農業相談室を開設するなど、地域に貢献できるような活動も行っていく予定である。



▲「旭メロンの故郷」

所在地 〒320-0026

宇都宮市馬場通り2-3-12

ラパーク長崎屋

電話番号 028-614-5388

FAX番号 028-614-5389

設立 平成13年2月

出資金 1,650千円

組織形態 同業種同志型組合

地区 宇都宮市

主な業種 餃子製造販売業

専従理事 1人

組合員 74人

URL <http://www.gyozakai.com>

宇都宮市の「食によるまちおこし」活動の担い手として発足した宇都宮餃子会は、行政・地域との良好な連携、活発な事業活動により「宇都宮餃子」の知名度を全国的に広めることに成功した

背景と目的

当組合は、宇都宮市が一世帯当たり餃子購買量日本一である点に着目した市役所の主導により、「まちおこし」活動の一環として「餃子の地域ブランド化」を目的に市内餃子店・中華料理店の協力を得て、平成5年に任意団体として発足した。その後、平成13年に組織化を行った。そして、平成15年には念願の「宇都宮餃子」の商標登録を果たすなど、着実な成果を挙げている。

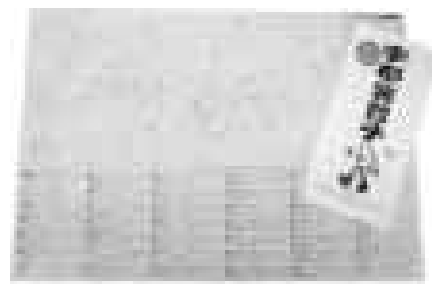
事業・活動の内容

発足以来、市や商工会議所と連携したまちおこしイベント「宇都宮餃子まつり」の開催や、活発なPR活動、空き店舗活用による共同販売施設「来らっせ」の運営、旅行会社との共同企画による「宇都宮餃子食べ歩きツアー」の実施など、積極的な事業展開により宇都宮餃子は広く認知されるところとなり、来街者が増加するなど組合員の事業基盤の拡大に寄与している。現在、「来らっせ」は宇都宮店のほか東京店、JR宇都宮駅ビル内「宇都宮餃子小町店」の3店舗を運営中であり、良好な業績を維持している。また、昨年第7回目となる「宇都宮餃子まつり」には組合員店舗およそ30店が出店し7万人の集客を実現した。「宇都宮餃子食べ歩きツアー」は毎回多くの観光客を集め、昨年1年間で約1千万円の加盟店への売上寄与が試算されている。

成果

共同販売施設の開発・出店やイベントの集客力、観光企画の成果など、当組合の取り組みは「まちおこし」並びに組合員の事業基盤拡大に一定の貢献をしており、今後も更なる活動が期待されているところである。

現在当組合は、宇都宮餃子の知名度の広がりに応じてブランド価値の維持向上という新たな局面を迎えている。そのため、劣悪な非加盟業者による商標使用を排除するなど商標保護活動を徹底するとともに、組合内部についても、餃子の品質並びに接客サービス水準の安定・向上を図り、組合員教育に積極的に取り組むなど、新たな取り組みを開始している。



わかやま

和歌山パワー

POWERで バックアップ!



平成19年度 地域労使就職支援機構事業実施内容

当機構は

- ・企業合同面談会の開催
- ・就職能力向上セミナー・講習会の開催
- ・再チャレンジ支援事業(トライアル雇用)の推進
- ・無料職業紹介

を行っております。詳しくは支援機構まで!!

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

〒640-8227 和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL. **073-402-2111** FAX. **073-425-5086**

・Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

・ホームページ <http://www.waroushi.jp>

構成団体／連合和歌山・経営者協会・中小企業団体中央会・商工会議所連合会・商工会連合会

情報連絡員誌

3月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

- 22.5 / 前月比7.5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	→	→	→	→
	繊 維 同 製 品	↓	↓	→	↓
	木 材 木 製 品	→	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	↓	→	→	→
	窯 業 土 石 製 品	↑	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	↑	↑	→	↑
	そ の 他	→	↓	↓	→
非 製 造 業	卸 売 業	↑	→	↓	→
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	→	↓	↓	→
	運 輸 業	→	→	→	→
D I 値		- 10.0	- 30.0	- 32.5	- 22.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

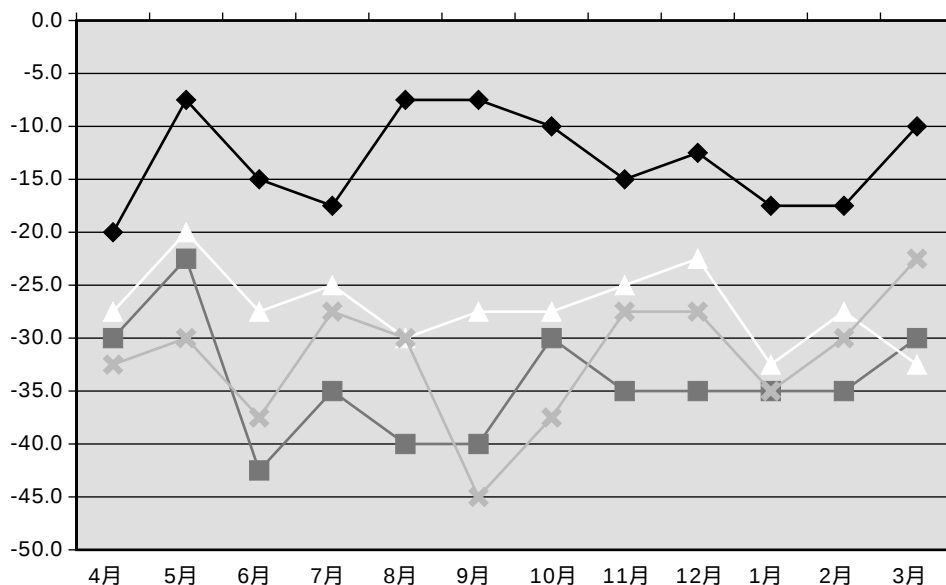
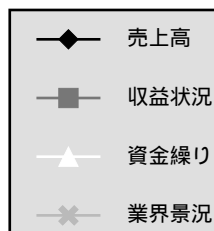
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス22.5ポイントであり、同2月調査と比べて7.5ポイント改善した。

同2月調査と比べ、「売上高」は7.5ポイント改善、「収益状況」は5ポイント改善、「資金繰り」は5ポイント悪化した。

3月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は23名、「悪化」との回答は13名で、「好転」との回答は4名であった。

年間D I 値 (前年同月比) の推移



● 製造業 ●

食 料 品	中国梅が高値傾向であり、地元みなべの梅は作柄が悪い予想。このあたりがどう価格に影響するか様子を見る状況。(紀州みなべ梅干)
繊維・同製品	夏物の受注が好調だが収益面にまで及んでいない。 貸出し金利の上昇に懸念(ニット) 前年に比べ約10%減少(手袋)
木材・木製品	ドア関連のマンション納入業者は短期間での受注消化に苦慮していたが、ほとんどの企業では動きが鈍い。 工場の稼働率が低下している為、資金要請を行う企業は少ない。 今後も景況は悪そうです。(建具)
鉄鋼・金属	スクラップをはじめ、原材料の高騰が続いておりコストアップとなって対応に迫られている。 (鋳物)

● 非製造業 ●

卸 売 業	今年度において組合員6名減少(青果) 3月度は各社共、期末決算月で売上、収益ともかなりの増額であったと聞いております。18年度は先月も述べたように製品原価の高騰による販売額の増も含め伸張率は高い水準で終えたようです。公共工事には期待できませんが民間の伸びは上向きの気配を感じます。(電設資材)																
小 売 業	特殊業務関係(葬儀、学校給食等)を除き小売店は総体的に苦しい状況。(日高総合卸売市場) 1年間で3月期は最も商繁期であるが他の月と比べても変化がありません。消費の動きが鈍く反応がありません。小売店の皆さんはそれなりに努力していると思いますが、消費構造の急激な変化に対応できず良い結果が得られていません。平成18年度も3月末で1年を終えますが状況を活字にしてみても改めて小売業界の危機を痛感しています。 (県時計貴金属眼鏡) 地価が公示された。和歌山市では、和歌山駅・近鉄百貨店付近で1%上昇した。16年ぶりに前年度を上回った。他の地点は相変わらず下落しているが、本町・ぶらくり丁周辺の下げ幅が縮小している。下げ止まりにほのかな期待感を抱いている。(和歌山市) 今年の3月の状況は少々悪い様でした。これは2月中頃より気候的な要因もあったのかと思いますが、3月は悪かった様子です。(田辺市)																
サ ー ビ ス 業	団塊世代の700万人が今年度から定年退職期を迎えます。大きく鈍化した地方のマーケットに、果たしてどの程度の影響があるのか、明るい予測のもと注意の必要性を感じています。(旅館) <table border="1"> <tr> <td>宿泊人員(対前年同月比)</td> <td>116.2%</td> </tr> <tr> <td>総売上</td> <td>114.0%</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの消費単価</td> <td>98.1%</td> </tr> <tr> <td>総宿泊料金</td> <td>114.8%</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの宿泊単価</td> <td>98.8%</td> </tr> <tr> <td>H18/1～3 宿泊人員</td> <td>237,287人</td> </tr> <tr> <td>H19/1～3 宿泊人員</td> <td>280,496人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>43,209人増(18.2%増)</td> </tr> </table> 昨年休館中であった施設が完全営業の施設となったこと(約10,000人弱の増)及び景気回復の兆しにつながる団体の受け入れ等が宿泊人員増の要因と考えられる。(白浜温泉旅館)	宿泊人員(対前年同月比)	116.2%	総売上	114.0%	1人当たりの消費単価	98.1%	総宿泊料金	114.8%	1人当たりの宿泊単価	98.8%	H18/1～3 宿泊人員	237,287人	H19/1～3 宿泊人員	280,496人		43,209人増(18.2%増)
宿泊人員(対前年同月比)	116.2%																
総売上	114.0%																
1人当たりの消費単価	98.1%																
総宿泊料金	114.8%																
1人当たりの宿泊単価	98.8%																
H18/1～3 宿泊人員	237,287人																
H19/1～3 宿泊人員	280,496人																
	43,209人増(18.2%増)																
建 設 業	売上は、県財政の補正による一時的な増加と思われる。依然として業況は厳しい。(紀南建設)																
運 輸 業	3月の月は決算月であり、製品が大きく動く時期ですが対前年より少し減であった。全体としては横ばい。燃料については、下がり傾向にあったが中国、インドの使用量が増えてきている為、単価が上昇気味で4月からは確実に15～3円の値上がりとなる。(市運送事業)																

充実した中央会共済制度のご案内

-- 堂々のラインナップ! --

共済制度実施団体・和歌山県中小企業団体中央会 / 加入資格・中央会の会員に属する法人・事業主

オーナーズプラン

事業保全資金の確保と役員退職金の準備

- ゆるぎなき経営のために豊かな保障を実現します。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。
- 大型保障による事業保全資金の確保のみならず、生前給付保障の活用により事業継続におけるリスク対応が可能です。
- 事業継承プランも取り揃えております。

総合保障プラン

事業主・役員・従業員の弔慰金・見舞金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、法人の支払った掛金は損金（全額もしくは一部）として算入でき、事業主が従業員のために支払った掛金は必要経費となります。被保険者の給与にもなりません。

特定退職金共済制度（新企業年金制度）

従業員の退職金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、月々の掛金は従業員一人1000円（1口）から30,000円（30口）までです。
- 掛金は損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

パートナーズプラン

個人向けの死亡・医療保障制度

- 掛金は加入者負担です。
- 死亡保障・3大疾病に備える保障・1泊2日からの入院保障をはじめ必要に応じた保障の付加が可能です。

共済制度のご照会・ご相談は下記までご連絡下さい。

三井生命保険株式会社 和歌山支社

和歌山市北汀丁7番地 TEL:073(432)3360 FAX:073(431)5280

各商品の概要を簡単に説明したものです。詳細は該当の商品パンフレットをご覧ください。

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災
総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輛に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡（1事故につき300万円）
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
〃	2t超 27,000円

問合先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる お得な保険制度です。

保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

經營安心部長

労災認定を待たずに保険金をお支払い！

従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)

通勤途上や経営者の業務上災害も補償！

特約により24時間補償、病气死亡による葬祭費用も実費補償！

葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。

入院・通院保険金は1日目からお支払い！

特約により地震などの天災を補償！

建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！

経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯



お工作中的ケガはもちろん、日常の病気入院も補償！

年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！

入院医療保険金特約にかぎりります。

医師の診査は不要。各人の告知も不要！

被保険者数が5名以上の場合に限り、

記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！

全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！

被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯



ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
健保の3割自己負担分をお支払いします！

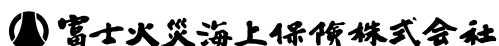
差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）

入退院時の交通費をお支払いします！

ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！

最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。



本社
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741 (大代表)
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

東京本社
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911 (大代表)





石楠花（高野町）



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地

和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp